

神基労発 0730 第 1 号
令和 2 年 7 月 30 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
会長 古米 孝行 殿

神奈川労働局労働基準部長



労働安全衛生法施行令の改正に伴う特定化学物質作業主任者技能講習
の円滑な実施等について（ご依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記については、令和 2 年 4 月 22 日付け基発 0422 第 4 号「労働安全衛生法施行令の
一部を改正する政令等の施行等について」において示されたとおり、「溶接ヒューム」
が特定化学物質（管理第 2 類物質）に位置付けられることに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から
特定化学物質としての作業管理等に関する規定等が適用されることとなります。

これに伴い、金属アーク溶接等作業に係る業務において必要となる特定化学物質作業
主任者の選任については、経過措置により、令和 4 年 4 月 1 日から適用されます。

経過措置が満了する令和 4 年 3 月 31 日までの間、全国において数万人規模（溶接作業
従事者は全国で約 28 万人、神奈川県では 18,422 人）で、特定化学物質作業主任者に係
る技能講習を受講していただく必要があると予測されます。

しかし、現在、神奈川労働局管内における登録教習機関の実施している技能講習の回
数では十分に対応できず、溶接ヒュームを取り扱う事業場において、当該経過措置期間
終了後に作業主任者が選任できないおそれがあります。

つきましては、特定化学物質作業主任者技能講習の受講者として見込まれる人数に対応
した必要な当該技能講習の開催回数を令和 3 年度の「技能講習又は教習の実施に関する
計画」に盛り込んでいただきますよう依頼申し上げます。

また、当該技能講習の実施に当たって、通常の技能講習の開催日とは別に、神奈川労
働局職員により溶接ヒューム関係の事項を重点的に説明する溶接関係者向けの説明会を
開催いただきますようあわせてお願い致します。

神奈川労働局 労働基準部 健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎8階

担当 重河・田代

電話 045-211-7353